



子ども医療の各種手続きについて



● 医療証を申請するとき

0歳～小学生6年生のみ

下記のものを持って窓口へ申請してください。【郵送可】
申請しないと、医療証は交付されません。

- 健康保険証（お子様の名前が記載されているもの）
- 印鑑

生計維持者分

- マイナンバーが分かるもの
- 所得証明（源泉徴収票など）
（3歳以上の子の保護者で、1月2日以降に転入された方のみ）



● 助成を利用するとき

0歳～小学6年生の入通院、中学生の入院

福岡県内

「子ども医療証」と「健康保険証」を病院・薬局等で提示することにより、自己負担額を一部助成します。

福岡県外の病院・薬局等での診療等
治療用装具を作成した場合
中学生が入院した場合
他公費医療の適用がある場合



一旦自己負担いただき、後日払い戻しの申請をしてください。支払日の翌日から5年経過すると、請求できなくなります。

申請に必要なもの

- 健康保険証
- 限度額認定証（受診者分）
- 印鑑
- 領収書（領収印があり、診療点数が確認できるもの）
- 通帳
- 支給決定通知書（※付加給付金、療養費等の支給があった場合）

高額療養費等に該当する場合

ご加入の健康保険から「高額療養費」や「付加給付」が支払われる場合があります。支給があった場合は、決定通知書等を添付ください！

● 資格喪失の届出が必要なとき

以下に該当する場合は、医療証が使えなくなるので、届出が必要です。

- 市外へ転出するとき
- 医療費の措置される施設に入所したとき
- 死亡したとき
- 生活保護をうけるとき
- ひとり親家庭等医療証を受給するとき



● その他届出が必要なとき

- 市内転居したとき
- 加入する健康保険に変更があったとき
- 氏名が変わったとき
- 交通事故（第三者行為）にあったとき



● 医療証をなくしたとき

医療証を紛失・破損・汚損した場合には再交付ができます。健康保険証（お子様分）を持参して、お手続きください。



問い合わせ
・申請先

〒838-0198 小郡市小郡255番地1
小郡市役所 子ども育成課 医療・手当係(北別館1階)
TEL 0942-72-2111 (内線 672)